

# 令和5年度森林整備事業（造林関係）の実施方針

## 1 現状と課題

### (1) 森林資源の循環利用の推進

森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、伐採後の着実な植栽を確保するなど「森林資源の循環利用」の推進に取り組む必要がある。

### (2) 森林吸収量の確保

国際的な気候変動の枠組みであるパリ協定を踏まえ、「地球温暖化対策計画」における令和12年度の森林吸収量の目標を約3,800万t-CO<sub>2</sub>としており、国では、森林吸収量の目標達成のため、令和元年度から市町村及び都道府県に森林環境譲与税を譲与し、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（以下、「間伐等特措法」）を令和12年度まで10年間延長した。また、道では、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、北海道森林吸収源対策推進計画を見直し、令和12年度の森林吸収量の目標を850万t-CO<sub>2</sub>に設定した。このようなことから、計画的な伐採と伐採後の着実な植林や間伐などを一層進め、二酸化炭素の吸収能力が高い活力ある森林づくりに取り組む必要がある。

### (3) 省力・低コスト施業の普及・定着

林業の成長産業化を進めていくためには、低密度植栽やコンテナ苗の活用、列状間伐、主伐と機械地拵えの一体的な実施などを推進し、森林施業の省力化・低コスト化を通じて森林所有者等の負担軽減を図り、森林資源の循環利用を確立する必要がある。

また、適切な森林整備を進めるために必要な人件費や労働力を確保する観点から、事業実施主体による造林作業や設計・施工管理の省力化・低コスト化を進める必要がある。

### (4) 森林被害の早期復旧

北海道胆振東部地震や相次ぐ台風、低気圧などにより、倒木等の被害を受けた森林の早期復旧を図る必要がある。

### (5) エゾシカ被害対策

エゾシカの推定生息数や農林業被害面積は依然高い水準にあるため、侵入防止柵の設置などの被害防止対策に加え、餌の誘引などによる生息数の減少に向けた捕獲対策が必要である。

### (6) 森林環境譲与税を活用した森林整備の推進

未整備森林の解消や地域課題の解決に向け、森林環境譲与税を活用した市町村独自の森林整備の推進や森林経営管理制度の適切な運用を図る必要がある。

### (7) 事業管理及び担い手の育成・強化

森林整備事業を着実に進めるため、精度の高い年間事業計画の策定と事業管理の徹底が必要であり、これを下支えする森林施業プランナーや現場技能者を育成する必要がある。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立するため、高い生産性を有するなど森林所有者等の所得向上につながる林業経営を実現するとともに、主伐後の再造林を確実に実施し労働安全に配慮するなど、持続的な森林経営を目指す林業経営体を確保する必要がある。

## 2 実施方針

### (1) 基本的事項

森林整備事業の実施に当たっては、年間事業スケジュールや労務の確保状況を踏まえた事業の進捗管理を徹底するとともに、森林環境保全整備事業をはじめとする国の補助事業を活用し、計画的かつ効率的に再造林や間伐、路網整備等を実施するものとする。特に、地震や気象災などによる被害森林については、被害対策として措置された予算を積極的に活用して早期に復旧を図るものとする。

また、森林環境譲与税を活用した森林整備に係る事業（以下、「譲与税事業」）を実施する市町村と連携し、事業の種類や実施箇所・時期等について当該市町村と事前に調整を図った上で、地域の森林整備を総合的に進めるものとする。

## (2) 個別事項

事業実施主体に対して次の事項に取り組むよう促すとともに、「北海道における適切な森林整備等の実施等に向けた指針」（平成24年8月27日付け林業木材第652号）に基づき関係法令等を遵守するよう指導・助言を行うものとする。

### ア 事業執行体制の確保

- (ア) 植栽及び保育等を適期に実施するため、計画的に林業労働者を確保すること。
- (イ) 公共工事設計労務単価に基づいた労災保険及び年金保険等の社会保険に加入すること。
- (ウ) 労働災害の発生防止を図ること。

### イ 造林・間伐等の推進

- (ア) 伐採跡地への植林を確保し、造林未済地の解消及び発生の抑制を図ること。
- (イ) 「北海道コンテナ苗利用拡大推進方針」（令和5年3月27日付け森整第1177号改定）を踏まえ、植栽適期の長いコンテナ苗を積極的に活用し、植栽面積の拡大を図ること。
- (ウ) 無間伐林分や長期間にわたり施業が行われていない人工林の間伐等を推進すること。
- (エ) 気象災等による被害跡地への造林など森林の早期復旧を図ること。
- (オ) 木質バイオマスなどに利用する未利用間伐材の搬出を推進すること。

### ウ コストの低減と効率的な施業の促進

- (ア) 各市町村において策定した「ふるさと山づくり総合計画」に設定している省力化の目標達成に向けて、「低コスト施業の手引き」及び「造林作業の省力化等を促進するガイドライン」等を活用して地域の実情に応じた施業方法を選択すること。
- (イ) 植栽本数を低減するとともに、植栽木の成長に応じて下刈の必要性や実施回数を検討すること。特に、道が間伐等特措法に基づき指定する「特定植栽促進区域」又は、市町村が市町村森林整備計画で設定する「特に効率的な施業が可能な森林」の区域においては、植栽本数2千本/ha以下による再造林を促進すること。
- (ウ) 事業費の低減や労働災害防止に効果のある列状間伐を推進すること。
- (エ) ドローンやレーザーなどのリモートセンシング技術のほか、ICT等の先進技術を活用し、現地測量作業や施工管理業務など森林整備業務における効率化・省力化を図ること。

### エ 森林被害対策

- (ア) 気象災害、病虫獣害により被災した森林については、必要に応じて改植、補植等を計画的に行うこと。
- (イ) 北海道胆振東部地震により被災した森林については、「胆振東部地震森林再生実施計画」（令和4年3月31日付け森整第2471号）に基づき、森林所有者の意向を把握しながら、被害木の整理や植栽等による復旧を計画的かつ迅速に進めること。
- (ウ) エゾシカ対策については、地域関係者等と連携し、侵入防止柵の設置や誘引捕獲の検討及び実施に取り組むこと。

### オ 森林経営計画の継続的な作成

- (ア) 持続的な森林経営を促すため、計画を確実に更新し継続すること。
- (イ) 実効性の高い計画の作成に努めること。
- (ウ) 市町村森林整備計画において、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域に設定された林小班については、皆伐後は原則植栽となるため、適切な時期での造林計画を立てること。

### カ 森林環境譲与税を活用した森林整備

- (ア) 手入れが行われていない森林の整備や地域の課題に対応するため、市町村へ譲与税事業を創設し実施するよう促すとともに、森林経営管理制度を適切に運用するよう指導・助言すること。
- (イ) 市町村による譲与税事業が円滑に実施されるよう現地指導や技術的助言すること。

### キ 林業事業体の育成

- (ア) 林業事業体登録制度の加入促進を図ること。
- (イ) 「林業経営体の育成について」（平成31年1月9日付け林業木材第1152号）で定める育成経営体に対して造林・保育の省力・低コスト化や再造林の推進、造林・保育の実施体制の確保などに関する技術的助言等に努めること。